

教科書改革実行プラン

バランス良く記載され、採択権者が責任を持って選んだ教科書で子供たちが学ぶことができるよう、教科書の編集・検定・採択の各段階において必要な措置を講ずるとともに、各手続を積極的に公表していくことによって、より国民全体の理解を得られるような教科書作りを目指す。

●教科書検定基準等の改正

(平成26年度の中学校用教科書の検定から適用)

○バランス良く教えられる教科書となるよう、検定基準を見直し

- ・通説的な見解がない場合や、特定の事柄や見解を特別に強調している場合などに、よりバランスの取れた記述にするための条項を新設・改正
- ・政府の統一的な見解や確定した判例がある場合の対応に関する条項を新設

○教育基本法の目標等に照らして重大な欠陥がある場合を検定不合格要件として明記

●検定手続の透明化

(平成26年度の中学校用教科書の検定から運用改善)

○検定関係文書をより具体化、HPで公開

○検定を通じ、バランスを欠いた教科書記述の修正を図る

○検定手続の透明性の向上

採択



検定



1 編集



●検定申請時の提出書類改善

(平成26年度の中学校用教科書の検定申請から適用)

○編修趣意書等の検定申請時の提出書類を改善し、申請図書を作成に当たって教育基本法の目標をどのように具現化したかを明示してもらう

○これらの提出書類をHPで公開

○より教育基本法の目標を意識した教科書編集の促進

●教科書採択の改善

(教科書無償措置法改正(平成26年通常国会に法案提出)等)

○共同採択について、構成市町村による協議ルールを明確化

○「市郡」単位となっている採択地区の設定単位を「市町村」に柔軟化

○採択結果・理由など、教科書採択に関する情報の公表を求める

○採択地区内で教科書が一本化できず、教科書の無償給付ができない事態の発生を防止

○地域の実情に沿った採択地区設定を可能とする

○各採択権者による責任ある採択の促進